

## 奈良県告示第五十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項及び第五百五十八条の二第一項の規定により次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同令第五百五十八条第二項（同令第五百五十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和五年五月二十六日

奈良県知事 山下 真

### 一 収納を委託した歳入

1 県営住宅の使用料のうち、県営住宅を退去した者が滞納している家賃、共益費及び駐車場の使用料

2 県営住宅に係る損害賠償金のうち、県営住宅を退去した者が滞納しているもの

### 二 受託者の名称及び所在地

名称 弁護士法人ブレインハート法律事務所

所在地 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号 新国際ビル四階

### 三 委託事務の取扱期間

令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで